

平成25年度横浜地方裁判所及び横浜地方裁判所管内簡易裁判所の裁判事務の分配，裁判官の配置，裁判官に差し支えのあるときの代理順序等を定める規程

横浜地方裁判所

平成24年12月21日

平成24年横浜地方裁判所規程第23号

改正 平成25年 1月 4日横浜地方裁判所規程第 1号

改正 平成25年 1月10日横浜地方裁判所規程第 2号

改正 平成25年 2月15日横浜地方裁判所規程第 3号

改正 平成25年 3月18日横浜地方裁判所規程第 5号

改正 平成25年 3月18日横浜地方裁判所規程第 6号

改正 平成25年 3月18日横浜地方裁判所規程第 7号

平成25年度横浜地方裁判所及び横浜地方裁判所管内簡易裁判所の裁判事務の分配，裁判官の配置，裁判官に差し支えのあるときの代理順序等を定める規程を次のように定める。

平成25年度横浜地方裁判所及び横浜地方裁判所管内簡易裁判所の裁判事務の分配，裁判官の配置，裁判官に差し支えのあるときの代理順序等を定める規程

第1章 横浜地方裁判所本庁

第1節 部の設置

第1条 本庁に，第1民事部から第9民事部までの9民事部及び第1刑事部から第6刑事部までの6刑事部を置く。

第2節 裁判事務の分配の通則

第2条 事件は、別段の定めがある場合を除くほか、受理の順序に従い、各種事件ごとに、別に定める割合に従って、当該種類の事件を担当する各部に順次配付する。

2 事件を配付すべき部においてその事件を裁判することができないときは、別段の定めがある場合を除くほか、これを次順位の部に配付する。

3 前項の規定により一の部に配付すべき事件を他の部に配付したときは、その部に配付すべき次順位の事件を当該一の部に振り替え配付する。

第3条 再審事件は、別段の定めがある場合を除くほか、原裁判をした部が担当する。

第4条 次の各号に掲げる事件は、本庁で取り扱う。

- (1) 相模原支部の裁判官に対する除斥、忌避及び回避並びに民事調停委員に対する除斥事件
- (2) 相模原支部の裁判官のした裁判に対する準抗告事件
- (3) 横須賀支部の合議体の構成員である裁判官に対する除斥、忌避及び回避事件で当該支部において裁判することができないもの
- (4) 横須賀支部の裁判官のした裁判に対する準抗告事件で当該支部において裁判することができないもの
- (5) 川崎簡易裁判所、横須賀簡易裁判所及び小田原簡易裁判所を除く簡易裁判所の裁判官に対する除斥、忌避及び回避事件
- (6) 川崎簡易裁判所、横須賀簡易裁判所及び小田原簡易裁判所を除く簡易裁判所の裁判官のした裁判に対する準抗告事件

第4条の2 川崎支部、相模原支部、横須賀支部及び小田原支部における犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務は本庁で取り扱う。

2 傍受の原記録の保管事務は、第3刑事部部総括裁判官が処理する。

第4条の3 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手續に関する事務は本庁で取り扱う。ただし、同法33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立ての受付及び当該申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務については、この限りではない。

第4条の4 労働審判法（平成16年法律第45条）による労働審判事件に関する事務は本庁で取り扱う。

2 同法8条に規定する労働審判官は、別表第3のとおりとする。

第5条 一の部が配付を受けた事件が他の部の係属事件と関連し、これらの事件を併せて審理するのを適当とするときは、関係のある部の事務を総括する裁判官の協議により、これらの事件をいずれか一の部において担当するものとすることができる。この場合においては、関係のある部の事務を総括する裁判官の協議により、配付替を受ける部に係属する他の事件を他の部に配付替することができる。

第6条 一の部の事務が繁雑であるため、その部に事件を取り扱わせることを不適當とするときは、所長及び各民事部又は各刑事部の事務を総括する裁判官の協議により、その部の事件を他の部に配付替することができる。この場合には、当該一の部に対する事件の配付を一時停止することができる。

第7条 新受事件は、前年度において最後に配付を受けた部の次順位の部から配付する。

第3節 民事事件の担当及び配付

第8条 民事事件（差戻事件及び再審事件を除く。）の担当及び配付割合は、別表第1のとおりとする。

2 付合議を前提に支部から回付された事件については、他の民事事件とは別に、前項の担当及び配付割合により配付する。

3 第1審の通常訴訟事件（知的財産権に関する事件並びに労働及び労働災害に関

する事件を除く。)が配付された場合において、当事者の数が10を超えるときは、10を超えるごとに、更に知的財産権に関する事件、労働及び労働災害に関する事件並びに交通事故による損害賠償に関する事件以外の第1審の通常訴訟事件(以下「一般の通常訴訟事件」という。)1件の配付があったものとみなす。この場合において、当事者の数が100を超えるときは、所長及び各民事部の事務を総括する裁判官の協議により、更に配付があったものとみなされる事件の数を増減することができる。

4 前項の場合においては、加算されたこととなる事件の数に満つるまで、当該部に対する一般の通常訴訟事件の配付を停止する。

第9条 差戻事件のうち、単独事件については、差戻し前に裁判した部の次順位の部が担当し、合議事件については、第2民事部で裁判した事件は第4民事部が、第4民事部で裁判した事件は第5民事部が、第5民事部で裁判した事件は第6民事部が、第6民事部で裁判した事件は第8民事部が、第8民事部で裁判した事件は第9民事部が、第9民事部で裁判した事件は第2民事部が、第1民事部で裁判した事件は第7民事部が、第7民事部で裁判した事件は第1民事部が担当し、第3民事部で裁判した事件は第2民事部、第4民事部、第5民事部、第6民事部、第8民事部及び第9民事部が順次配付を受けて担当する。ただし、行政に関する事件及び知的財産権に関する事件については第1民事部において、労働及び労働災害に関する事件については第7民事部において、交通事故による損害賠償に関する事件については第6民事部において差戻し後の裁判をすることができるときは、それぞれ第1民事部、第7民事部又は第6民事部が担当し、また、医師等の過失に基づく損害賠償に関する事件については、第4民事部で裁判した事件は第5民事部が、第5民事部で裁判した事件は第4民事部が担当する。

第10条 再審事件のうち、行政に関する事件及び知的財産権に関する事件は第1民事部が、労働及び労働災害に関する事件は第7民事部が担当する。

第11条 簡易裁判所が1件として受理し、又は併合して審理した事件に係る上訴事

件は、同一の部に配付する。

第12条 第2条第2項の規定により次順位の部に配付すべき事件のうち、行政に関する事件及び知的財産権に関する事件は第7民事部が、労働及び労働災害に関する事件は第1民事部が担当し、第6民事部に配付すべき事件は第8民事部に、第9民事部に配付すべき事件は第2民事部に配付する。この場合において、同条第3項の規定は、行政に関する事件、知的財産権に関する事件並びに労働及び労働災害に関する事件については、適用しない。

第4節 刑事事件の担当及び配付

第13条 刑事事件は、被告人一人を1件とみなして順次配付する。

第14条 刑事事件の担当及び配付割合は、別表第2のとおりとする。

第15条 刑事合議事件の差戻事件（取消事件を含む。）のうち、第1刑事部で裁判した事件に係る事件は第2刑事部が、第2刑事部で裁判した事件に係る事件は第3刑事部が、第3刑事部で裁判した事件に係る事件は第4刑事部が、第4刑事部で裁判した事件に係る事件は第5刑事部が、第5刑事部が裁判した事件に係る事件は第6刑事部が、第6刑事部が裁判した事件に係る事件は第1刑事部が担当する。

第16条 刑事補償請求事件及び費用補償請求事件は、当該刑事事件を裁判した部が担当する。

第17条 令状請求事件（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第34条第1項及び第60条第1項の鑑定入院を命ずる裁判に関する事務を含み、組織的な犯罪の処罰及び犯罪の収益の規制等に関する法律第71条第1項の令状の発付請求事件を除く。）及び被疑者国選弁護人選任請求事件は、第3刑事部が担当し、同部の裁判官のほか別に定める申合せによって当庁の裁判官がてん補して処理する。

第18条 勾留理由開示請求事件は、当該勾留状を発した部又は裁判官が担当する。

第19条 勾留状を発し、起訴前の証拠調べをし、又は指定弁護士を指定した裁判官の属する部に当該公判事件を配付すべき場合において、その裁判官が関与するの
でなければ事件の審理及び裁判をすることができないときは、その事件を次順位の部に配付する。

第20条 公判事件の係属する部の裁判官が、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第179条第1項又は第280条第1項の処分をすべき場合において、その裁判官が関与するの
でなければ当該公判事件の審理及び裁判をすることができないときは、その処分は、次順位の部の裁判官が処理する。

第5節 裁判官の配置及び開廷の日割等

第21条 裁判官の配置及び開廷の日割は、別表第3及び別表第4のとおりとする。

第22条 所長は、司法修習終了後3年3月未満の判事補に対し、その属する部の裁判事務のほか、他の部の裁判事務の取扱いを命ずることができる。

第23条 民事調停法（昭和26年法律第222号）第7条第1項に規定する調停主任（以下「調停主任」という。）は、第3民事部の事務を総括する裁判官とする。

第6節 裁判事務の代理順序

第24条 裁判長に差し支えがあるときは、別表第3及び別表第4に掲げる順序に従い、その裁判長の属する部に置かれる判事又は判事補の職権の特例等に関する法律（昭和23年法律第146号）第1条の判事補（以下「特例判事補」という。）がこれを代理する。

2 特別の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、裁判長の属する部において、裁判長を代理する裁判官を定めることができる。

第25条 前条の場合を除くほか、裁判官に差し支えがあるときは、その裁判官の属する部においてあらかじめ定める代理裁判官がこれを代理し、代理裁判官がいないとき、又は代理裁判官が職務を行うことができないときは、所長及び部の事務を総括する裁判官が協議して定めるところにより、他の部の裁判官がこれを代理する。

第26条 調停主任に差し支えがあるときは、別表第3に掲げる順序に従い、当該裁判官の属する部に置かれる判事又は特例判事補がこれを代理する。部の判事又は特例判事補全員に差し支えがあるときは、他の部の判事又は特例判事補がこれを代理する。

第7節 司法行政事務の代理順序

第27条 所長に差し支えがあるときは、次の順位に従い代理する。

第1順位 朝山芳史

第2順位 深見敏正

第28条 第24条第1項の規定は、部の事務を総括する裁判官に差し支えがある場合において、司法行政事務につきこれを代理する者の順序について準用する。

第2章 川崎支部、相模原支部、横須賀支部及び小田原支部

第1節 部の設置

第29条 川崎支部及び小田原支部に、1民事部及び1刑事部を置く。

第2節 裁判官の配置及び開廷の日割等

第30条 裁判官の配置及び開廷の日割並びに調停主任は、別表第5のとおりとする。

第3節 裁判事務の代理順序

第31条 裁判長に差し支えがあるときは、別表第5の裁判官の欄に掲げる順序に従い、川崎支部及び小田原支部については、その裁判長の属する部に置かれる判事又は特例判事補が、相模原支部及び横須賀支部については、その裁判長の属する支部に勤務する判事又は特例判事補がこれを代理する。

第32条 第25条の規定は、前条の場合を除くほか、裁判官に差し支えがあるときの代理順序について準用する。

第33条 調停主任に差し支えがあるときの代理順序は、別表第5のとおりとする。

第4節 司法行政事務の代理順序

第34条 支部長に差し支えがあるときは、別表第6に掲げる者が、その順序に従い、司法行政事務についてこれを代理する。

第35条 第31条の規定は、部の事務を総括する裁判官に差し支えがある場合において、司法行政事務につきこれを代理する者の順序について準用する。

第3章 管内簡易裁判所

第1節 裁判事務の分配

第36条 各簡易裁判所の裁判事務の分配及び調停主任は、別表第7のとおりとする。

第2節 裁判事務の代理順序及び職務の代行

第37条 各簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときの代理順序は、別表第7のとおりとする。

第38条 各簡易裁判所の裁判事務の取扱上差し迫った必要がある場合において、裁判所法（昭和22年法律第59号）第36条第1項の規定により当該簡易裁判所の裁判官の職務を行わせる裁判官については、別に定める。

第3節 司法行政事務の代理順序

第39条 各簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、別表第8に掲げる者が、その順序に従い、司法行政事務についてこれを代理する。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年1月4日・規程第1号）

この規程は、平成25年1月8日から施行する。

附 則（平成25年1月10日・規程第2号）

この規程は、平成25年1月16日から施行する。

附 則（平成25年2月15日・規程第3号）

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成25年3月18日・規程第5号）

この規程は、平成25年3月25日から施行する。

附 則（平成25年3月18日・規程第6号）

この規程は、平成25年3月30日から施行する。

附 則（平成25年3月18日・規程第7号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1 横浜地方裁判所（民事部）（第8条関係）

部	事 件	配付割合
第1民事部	1 行政事件（行政事件訴訟法に定める執行停止事件を含み、公務員の労働に関する事件及び労働災害に関する事件を除く。）	10分の10
	2 行政事件訴訟法第45条第1項に規定する行政処分の効力等を争点とする訴訟事件（公務員の労働及び労働災害に関する事件を除く。）	10分の10
	3 行政に関する各種雑事件（行政共助事件を含み、公務員の労働及び労働災害に関する事件を除く。）	10分の10
	4 第1審の通常訴訟事件のうち、知的財産権に関する事件及び地方自治法第242条の3第2項の規定に基づく損害賠償等の事件（注1）	10分の10
	5 知的財産権に関する事件及び地方自治法第242条の3第2項の規定に基づく損害賠償等の事件を本案とする仮差押え及び仮処分事件（異議、取消し等の事件を含む。）並びにこれらに関する執行異議及び執行停止事件	10分の10
	6 5に関する担保取消事件	10分の10
	7 起訴前の証拠保全申立事件及び起訴前の証拠収集処分申立事件（注2）	14分の1
	8 第1審の通常訴訟事件（知的財産権に関する事件、地方自治法第242条の3第2項の規定に基づく損害賠償等の事件並びに労働及び労働災害に関する事件を除く。以下同じ。）（注3、4）、手形訴訟及び小切手訴訟事件	37分の1
	9 控訴事件（知的財産権に関する事件、地方自治法第242条の3第2項の規定に基づく損害賠償等の事件並びに労働及び労働災害に関する事件を除く。）	7分の1
	10 知的財産権に関する控訴事件及び地方自治法第242条の3第2項の規定に基づく損害賠償等に関する控訴事件	10分の10
	11 知的財産権に関する抗告事件及び地方自治法第242条の3第2項の規定に基づく損害賠償等に関する抗告事件	10分の10
	12 仲裁法に基づく申立事件（第16条第3項、第17条第2項ないし第5項及び第20条に規定する事件を除く。）	37分の1
	13 民事事件に関する除斥及び忌避事件	9分の1

第3民事部	1 抗告事件（保全事件，調停事件，借地非訟事件及び過料事件に関するもの）	10分の10
	2 人身保護事件	10分の10
	3 裁判所の行う民事執行事件	10分の10
	4 民事執行に関するその他の申立事件	10分の10
	5 共助事件のうち電話加入権換価事件	10分の10
	6 担保権の実行としての競売等申立事件	10分の10
	7 企業担保権実行申立事件	10分の10
	8 仮差押え及び仮処分事件（異議，取消し等の事件を含み，知的財産権に関する事件，地方自治法第242条の3第2項の規定に基づく損害賠償等の事件並びに労働及び労働災害に関する事件を除く。）	10分の10
	9 仮登記を命ずる処分事件	10分の10
	10 担保取消事件（知的財産権に関する事件，地方自治法第242条の3第2項の規定に基づく損害賠償等の事件並びに労働及び労働災害に関する事件を除く。）	10分の10
	11 破産及び再生事件	10分の10
	12 会社更生事件	10分の10
	13 船舶所有者等責任制限事件及び油濁損害賠償責任制限事件	10分の10
	14 調停事件（当該部で裁判官の調停に付した事件を除く。）	10分の10
	15 民事及び商事非訟事件	10分の10
	16 借地非訟事件	10分の10
	17 罹災都市借地借家臨時処理事件及び接收不動産に関する借地借家臨時処理事件	10分の10
	18 配偶者暴力に関する保護命令事件	10分の10
	19 仲裁法第16条第3項，第17条第2項ないし第5項及び第20条に規定する事件	10分の10
	20 過料事件（労働組合法第32条ないし32条の4に規定する事件を除く。）	10分の10
	21 公示催告事件	10分の10
	22 民事事件に関する除斥及び忌避事件	9分の1

第7民事部	1 第1審の通常訴訟事件のうち労働及び労働災害に関する事件並びに行政事件のうち公務員の労働に関する事件及び労働災害に関する事件	10分の10
	2 労働組合法第27条の19, 27条の20, 32条ないし32条の4に規定する事件	10分の10
	3 労働審判事件	10分の10
	4 労働及び労働災害に関する事件を本案とする仮差押え及び仮処分事件(異議, 取消し等の事件を含む。)並びにこれらに関する執行異議及び執行停止事件	10分の10
	5 4に関する担保取消事件	10分の10
	6 起訴前の証拠保全申立事件及び起訴前の証拠収集処分申立事件	14分の1
	7 第1審の通常訴訟事件, 手形訴訟及び小切手訴訟事件	37分の2
	8 労働及び労働災害に関する控訴事件	10分の10
	9 労働及び労働災害に関する抗告事件	10分の10
	10 仲裁法に基づく申立事件(第16条第3項, 第17条第2項ないし第5項及び第20条に規定する事件を除く。)	37分の2
	11 民事事件に関する除斥及び忌避事件	9分の1
第2民事部 第4民事部 第5民事部 第6民事部 第8民事部 第9民事部	1 第1審の通常訴訟事件, 手形訴訟及び小切手訴訟事件	第2民事部 37分の6 第4民事部 第5民事部 各37分の4 第6民事部 37分の8 第8民事部 第9民事部 各37分の6
	2 控訴事件(知的財産権に関する事件, 地方自治法第24条の3第2項の規定に基づく損害賠償等の事件並びに労働及び労働災害に関する事件を除く。)	各7分の1
	3 抗告事件(注5)	各6分の1
	4 共助事件(電話加入権換価事件を除く。)(注6)	各6分の1
	5 起訴前の証拠保全申立事件及び起訴前の証拠収集処分申立事件	各7分の1

	6 仲裁法に基づく申立事件（第16条3項、第17条第2項ないし第5項及び第20条に規定する事件を除く。）	第2民事部 37分の6 第4民事部 第5民事部 各37分の4 第6民事部 37分の8 第8民事部 第9民事部 各37分の6
	7 民事事件に関する除斥及び忌避事件	各9分の1
当該部	1 当該部で裁判官の調停に付した事件（民事調停法第5条1項ただし書） 2 当該部に配付された事件に関する各種雑事件（注7）	

注1 知的財産権に関する事件とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、回路配置利用権に関する請求（契約に基づく使用料請求を除く。）、商法第12条第2項、会社法第8条第2項、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第24条の規定による侵害の停止又は予防に関する請求又は不正競争防止法に規定する請求をいう。

注2 起訴前の証拠保全申立事件及び起訴前の証拠収集処分申立事件のうち、知的財産権に関する事件はすべて第1民事部に、労働及び労働災害に関する事件はすべて第7民事部に配付し、それらの事件が配付された時点において、起訴前の証拠保全申立事件及び起訴前の証拠収集処分申立事件（知的財産権に関する事件、労働及び労働災害に関する事件を除く。）1件が配付されたものとみなす。

注3 第1審の通常訴訟事件のうち、医師等の過失に基づく損害賠償に関する事件（医師又は歯科医師及び医療補助者の患者に対する診断、検査、注射、治療、手術、麻酔、管理等の医療行為の過失に基づく被害を理由とする損害賠償請求事件（債務不存在確認請求事件を含む。）、以下「医療事件」という。）及び交通事故による損害賠償に関する事件（船舶又は航空機事故によるものを除く。以下「交通事件」という。）については、次のとおりとする。

医療事件は、すべて第4民事部及び第5民事部に順次配付し、医療事件が1件配付された時点において更に第1審の通常訴訟事件（知的財産権に関する事件、医療事件、交通事件並びに労働及び労働災害に関する事件を除く。）4件が配付されたものとして加算する。

交通事件は、すべて第6民事部に配付し、第1審の交通事件1件が配付された時点において更に第1審の通常訴訟事件（知的財産権に関する事件、医療事件、交通事件並びに労働及び労働災害に関する事件を除く。）1件が配付されたものとして加算する。

注4 労働災害に関する事件とは、公務員の公務上の災害（負傷，疾病，廃疾又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害及び労働者の業務上の災害又は通勤による災害を理由とする事件（航空機，船舶又は自動車の構造，機能のかし又はその整備，運行，操作等の過誤によって被害を受けたことを請求の原因とするものを除く。）をいう。

注5 第1民事部，第3民事部及び第7民事部に配付する事件を除く。

注6 民事訴訟法第204条，第210条，第216条に基づく共助事件については，第3民事部を除く各部の単独係に均等に配付する。

注7 強制執行停止事件については，雑事件とみなし，執行文付与事件については，公正証書に対するものは民事執行に関する申立事件，その余のものは雑事件とみなす。

別表第2 横浜地方裁判所（刑事部）（第14条関係）

部	事 件	配付割合
第1刑事部 第2刑事部 第3刑事部 第4刑事部 第5刑事部 第6刑事部	1 第1審公判法定合議事件（裁判員裁判対象事件（注1）及び涉外事件を除く。）	各6分の1
	2 裁判員裁判対象事件	各6分の1
	3 第1審公判事件（差戻及び取消事件を含み、前2号の事件、涉外事件、道路交通法に定める車両による交通事故にかかる過失致死傷事件、車両の運行にかかる道路交通法違反事件及び即決裁判手続申立事件を除く。）	第1刑事部及び第4刑事部につき各61分の14、第2刑事部、第5刑事部及び第6刑事部につき各61分の7、第3刑事部につき61分の12
	4 裁定合議委員会において裁定合議相当の決定のあった事件	各6分の1
	5 当該部において合議体で裁判する旨の決定をした事件	各 全部
	6 涉外事件で第1審公判法定合議の対象とされているもの（裁判員裁判の対象とされているものを除く。）	各6分の1
	7 涉外事件（前号の事件、裁判員裁判対象事件及び即決裁判手続申立事件を除く。）	第1刑事部及び第4刑事部につき各61分の14、第2刑事部、第5刑事部及び第6刑事部につき各61分の7、第3刑事部につき61分の12
	8 道路交通法に定める車両による交通事故にかかる過失致死傷事件（差戻及び取消事件を含み、涉外事件及び即決裁判手続申立事件を除く。）	第1刑事部及び第4刑事部につき各61分の14、第2刑事部、第5刑事部及び第6刑事部につき各61分の7、第3刑事部につき61分の12

9	車両の運行にかかる道路交通法違反事件（差戻及び取消事件を含み，涉外事件及び即決裁判手続申立事件を除く。）	第1刑事部及び第4刑事部につき各61分の14，第2刑事部，第5刑事部及び第6刑事部につき各61分の7，第3刑事部につき61分の12
10	即決裁判手続申立事件	刑事部の裁判官が別に定める申合せによる
11	刑事事件に関する除斥，忌避及び回避事件	各6分の1
12	準抗告事件，裁判員法上の異議の申立事件（注2），裁判員法第41条第2項の送付に基づく裁判員等の解任の請求事件，裁判員法第43条第2項の通知に基づく裁判員等の解任事件及び裁判員法第3条第1項の対象事件からの除外の事件	刑事部の裁判官が別に定める申合せによる
13	準起訴手続の審判請求事件	各6分の1
14	申立及び申請事件（組織的犯罪処罰法（注3）及び麻薬特例法（注4）の請求ないし申立事件全部を含む。）（注5）	各6分の1
15	医療観察法の申立事件（注6）	刑事部の裁判官が別に定める申合せによる
16	起訴前の証拠調請求事件，証拠保全請求事件及び共助事件	各6分の1
17	訴訟費用負担請求事件（注7）	各6分の1
18	指定弁護士の指定（注8）	各6分の1

一部改正（25. 4. 1施行・平成25年規程第7号）

注1 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）第2条第1項に定める事件をいう。

注2 裁判員法第35条第1項（同法第38条第2項，第47条第2項及び第92条第2項において準用する場合を含む。），第42条第1項及び第94条第1項の申立てをいう。

注3 組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律をいう（以下同じ。）。

- 注4 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律をいう（以下同じ。）。
- 注5 組織的犯罪処罰法第3章の裁判請求事件，同法第4章及び第6章の保全請求事件及びこれらの処分に付随する処分を求める申立事件，同法第71条第1項の令状の発付請求事件並びに麻薬特例法第4章の裁判請求事件，同法第5章及び第6章の保全請求事件及びこれらの処分に付随する処分を求める申立のうち，裁判所の休日に関する法律第1条第1項に定める休日及びそれ以外の日の通常勤務時間外に受理した事件は，準抗告事件の場合と同様に取り扱う。
- 注6 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律をいう。
- 注7 刑事訴訟法第187条の2の請求をいう。
- 注8 検察審査会法第41条の9の指定をいう。

別表第3 横浜地方裁判所（民事部）

（第4条の4，第21条，第24条，第26条関係）

部	裁 判 官	開 廷 日 割
第1民事部	(総) 裁判長判 事 佐 村 浩 之 判 事 倉 地 康 弘 判 事 倉 澤 守 春 (特) 判 事 補 穂 苺 学 判 事 補 石 井 奈 沙	月 水 金
第2民事部	(総) 裁判長判 事 秋 吉 仁 美 判 事 内 田 貴 文 判 事 宮 崎 雅 子 判 事 補 日 高 真 悟	月 火 水 金
第3民事部	(総) 裁判長判 事 深 見 敏 正 判 事 日 下 部 克 通 判 事 沖 中 康 人 判 事 鈴 木 順 子 (特) 判 事 補 早 山 眞 一 郎 (特) 判 事 補 小 林 麻 子 (特) 判 事 補 高 橋 浩 美 (特) 判 事 補 中 野 彩 子 (特) 判 事 補 今 村 あ ゆ み 判 事 補 佐 藤 雅 浩	月 火 水 木 金
第4民事部	(総) 裁判長判 事 石 井 浩 判 事 片 岡 早 苗 判 事 補 堂 英 洋 判 事 補 本 城 伶 奈 判 事 補 蕪 城 雄 一 郎	月 火 水 木 金
第5民事部	(総) 裁判長判 事 沼 田 寛 判 事 鈴 木 桂 子 (特) 判 事 補 山 谷 美 恵 子 判 事 補 藤 枝 祐 人	月 火 水 木 金

第6民事部	(総) 裁判長判 事 齊 木 敏 文 判 事 竹 内 浩 史 判 事 古 閑 裕 二 判 事 吉 田 彩 判 事 補 小 野 航 介		月火水木金
第7民事部	(総) 裁判長判 事 阿 部 正 幸 判 事 影 浦 直 人 判 事 建 石 直 子 判 事 新 谷 祐 子 (特) 判 事 補 清 水 亜 希 判 事 補 岡 田 毅		火水木金
	労働 審判官	判 事 阿 部 正 幸 判 事 影 浦 直 人 判 事 建 石 直 子 判 事 新 谷 祐 子 (特) 判 事 補 清 水 亜 希	
第8民事部	(総) 裁判長判 事 遠 藤 真 澄 判 事 嶋 末 和 秀 (特) 判 事 補 村 松 多香子 判 事 補 吉 岡 正 豊		火 木 金
第9民事部	(総) 裁判長判 事 青 木 晋 判 事 岡 田 伸 太 (特) 判 事 補 志 村 由 貴 判 事 補 邊 見 育 子		月火水木金

一部改正 (25. 1. 16施行・平成25年規程第 2号)

一部改正 (25. 3. 1施行・平成25年規程第 3号)

一部改正 (25. 3. 25施行・平成25年規程第 5号)

一部改正 (25. 4. 1施行・平成25年規程第 7号)

別表第4 横浜地方裁判所（刑事部）（第21条、第26条関係）

部	裁 判 官	開 廷 日 割
第1刑事部	(総) 裁判長判 事 小 池 勝 雅 判 事 木 山 暢 郎 判 事 樋 上 慎 二 判 事 板 津 正 道 判 事 補 梶 山 葉 子	月火水木金
第2刑事部	(総) 裁判長判 事 高 橋 徹 判 事 佐 藤 基 判 事 補 草 薨 由 香	月火水木金
第3刑事部	(総) 裁判長判 事 朝 山 芳 史 判 事 前 澤 久 美 子 判 事 多 田 裕 一 判 事 補 小 林 真 由 美	月火水木金
第4刑事部	(総) 裁判長判 事 成 川 洋 司 判 事 忠 鉢 孝 史 (兼務)判 事 木 山 暢 郎 判 事 大 森 直 子 判 事 補 高 市 惇 史	月火水木金
第5刑事部	(総) 裁判長判 事 毛 利 晴 光 判 事 奥 山 豪 判 事 補 松 本 美 緒	月火水木金
第6刑事部	(総) 裁判長判 事 田 村 眞 判 事 景 山 太 郎 (特) 判 事 補 海 瀬 弘 章 判 事 補 満 田 悟	月火水木金

一部改正 (25. 1. 8施行・平成25年規程第1号)

一部改正 (25. 1. 16施行・平成25年規程第2号)

一部改正 (25. 3. 1施行・平成25年規程第3号)

一部改正 (25. 4. 1施行・平成25年規程第7号)

別表第5 横浜地方裁判所川崎支部，同相模原支部，同横須賀支部及び同小田原支部
(第30条，第31条，第33条関係)

支部	部	裁判官	開廷日割	調停主任	調停主任の代理順序
川崎支部	民事部	(総) 裁判長 判事 滝澤 雄次 判事 小宮山 茂樹 判事 角谷 比呂美 判事 鈴木 千恵子 判事補 藪田 貴史 判事補 林 漢瑛 判事補 大塚 穂波	月火水木金	判事 滝澤 雄次	判事 小宮山 茂樹 判事 角谷 比呂美 判事 鈴木 千恵子 判事補 藪田 貴史 判事補 林 漢瑛
	刑事部	(総) 裁判長 判事 藤山 雅行 判事 荒川 英明 判事 駒井 雅之 (特) 判事補 日野 周子 (常てん補) 判事補 堂 英洋	月火水木金		
相模原支部	民事部	判事 笹村 將文 判事 石田 浩二	火水木金	判事 小池 喜彦	判事 加藤 美枝子
	刑事部	判事 小池 喜彦 判事 加藤 美枝子 判事 品川 しのぶ	月火金		

横須賀支部	民事	裁判長 杉山正己 判事 野原利幸 判事 見目明夫 (特)判事補 川山泰弘 判事補 渡邊裕美	月火水金 火水木	判事 杉山正己	判事 見目明夫 (特)判事補 川山泰弘
	刑事	(総)裁判長 三木勇次 判事 渡邊左千夫 判事 伊藤一夫 判事 中嶋功 判事 細矢郁 判事 松井洋 判事補 金森陽介	月火水木金	判事 渡邊左千夫	判事 伊藤中嶋 判事 藤嶋一夫 判事 功
小田原支部	民事	(総)裁判長 佐藤晋一郎 判事 西野牧子 (特)判事補 栗原志保 (特)判事補 牛島武人 判事補 増子由一	月火水木金		

一部改正 (25. 1. 16施行・平成25年規程第 2号)

一部改正 (25. 3. 25施行・平成25年規程第 5号)

一部改正 (25. 3. 30施行・平成25年規程第 6号)

一部改正 (25. 4. 1施行・平成25年規程第 7号)

別表第6 横浜地方裁判所川崎支部，同相模原支部，同横須賀支部及び同小田原支部（第34条関係）

支 部	司 法 行 政 事 務 に つ い て 代 理 す る 者
川 崎	判 事 滝 澤 雄 次 判 事 荒 川 英 明 判 事 小 宮 山 茂 樹
相 模 原	判 事 石 田 浩 二 判 事 小 池 喜 彦
横 須 賀	判 事 野 原 利 幸 判 事 見 目 明 夫
小 田 原	判 事 佐 藤 晋 一 郎 判 事 渡 邊 左 千 夫

一部改正（25. 3. 30施行・平成25年規程第 6号）

一部改正（25. 4. 1施行・平成25年規程第 7号）

別表第7 横浜地方裁判所管内簡易裁判所（第36条，第37条関係）

簡裁	裁判官	裁判事務の分配	裁判事務の代理順序	調停主任
横浜	裁判官 木村 烈 裁判官 岩田 和壽 裁判官 武井 誠 裁判官 長坂 和仁	民事・刑事事件	裁判官 長坂 和仁 裁判官 武井 誠 裁判官 岩田 和壽 裁判官 木村 烈	裁判官 木村 烈 裁判官 岩田 和壽 裁判官 武井 誠 裁判官 長坂 和仁 民事調停官 飯島 奈津子 民事調停官 徳田 暁
神奈川	裁判官 田中 亮一 裁判官 伊藤 正二 裁判官 横山 勉 裁判官 伊藤 純一 裁判官 徳重 正子	民事・刑事事件	左記記載の順序	裁判官 田中 亮一 裁判官 伊藤 正二 裁判官 横山 勉 裁判官 伊藤 純一 裁判官 徳重 正子
保土ヶ谷	裁判官 大森 一壽郎 裁判官 林 一雄 裁判官 佐々木 俊雄	民事・刑事事件	左記記載の順序	裁判官 大森 一壽郎 裁判官 林 一雄 裁判官 佐々木 俊雄
川崎	裁判官 岡 光 民雄 裁判官 加藤 謙一 裁判官 小沼 充	民事・刑事事件	左記記載の順序	裁判官 岡 光 民雄 裁判官 加藤 謙一 裁判官 小沼 充 民事調停官 大川 宏之
鎌倉	裁判官 高橋 治久	民事・刑事事件		裁判官 高橋 治久
藤沢	裁判官 高梨 雅夫 裁判官 畑中 勁夫 裁判官 直井 和夫	民事・刑事事件	左記記載の順序	裁判官 高梨 雅夫 裁判官 畑中 勁夫 裁判官 直井 和夫
相模原	裁判官 安井 省三 裁判官 堀 満美 (兼務) 裁判官 品川 しのぶ	民事・刑事事件	左記記載の順序	裁判官 安井 省三 裁判官 堀 満美 (兼務) 裁判官 品川 しのぶ

横須賀	裁判官 鈴木 隆弘 (兼務) 裁判官 川山 泰裕 (兼務) 裁判官 渡邊 裕美	民事・刑事 事件	左記記載の順序	裁判官 鈴木 隆弘 (兼務) 裁判官 川山 泰裕
平塚	裁判官 芹澤 薫	民事・刑事 事件		裁判官 芹澤 薫
小田原	裁判官 姉川 博之 (兼務) 裁判官 牛島 武人 (兼務) 裁判官 金森 陽介	民事・刑事 事件	左記記載の順序	裁判官 姉川 博之 (兼務) 裁判官 牛島 武人 (兼務) 裁判官 金森 陽介
厚木	裁判官 長澤 正人	民事・刑事 事件		裁判官 長澤 正人

一部改正 (25. 3. 25施行・平成25年規程第 5号)

一部改正 (25. 4. 1施行・平成25年規程第 7号)

別表第8 横浜地方裁判所管内簡易裁判所（第39条関係）

簡 易 裁 判 所	司 法 行 政 事 務 に つ い て 代 理 す る 者
横 浜 簡 易 裁 判 所	裁判官 岩 田 和 壽 裁判官 武 井 誠 裁判官 長 坂 和 仁
神 奈 川 簡 易 裁 判 所	裁判官 伊 藤 正 二 裁判官 横 山 勉 裁判官 伊 藤 純 一 裁判官 徳 重 正 子
保 土 ヶ 谷 簡 易 裁 判 所	裁判官 林 一 雄 裁判官 佐々木 俊 雄
川 崎 簡 易 裁 判 所	裁判官 岡 光 民 雄 裁判官 加 藤 謙 一 裁判官 小 沼 充
鎌 倉 簡 易 裁 判 所	(藤沢簡裁) 裁判官 高 梨 雅 夫
藤 沢 簡 易 裁 判 所	裁判官 畑 中 勁 裁判官 直 井 和 夫
相 模 原 簡 易 裁 判 所	裁判官 安 井 省 三 裁判官 堀 満 美
横 須 賀 簡 易 裁 判 所	裁判官 鈴 木 隆
平 塚 簡 易 裁 判 所	(小田原簡裁) 裁判官 姉 川 博 之
小 田 原 簡 易 裁 判 所	裁判官 姉 川 博 之
厚 木 簡 易 裁 判 所	(平塚簡裁) 裁判官 芹 澤 薫

一部改正（25. 3. 25施行・平成25年規程第5号）

一部改正（25. 4. 1施行・平成25年規程第7号）